

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7（2025）年 8 月 4 日

国際芸術祭「あいち」組織委員会 会長 大林 剛郎

1 調達内容

（1）調達案件の名称

国際芸術祭「あいち 2025」各会場における作家作品解説・キャプション、汎用サイン製作施工等業務

（2）調達案件の仕様等

「入札説明書」で示す仕様等

（3）履行期間

契約の日から 2025 年 12 月 19 日（金）まで

（4）入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、(2)の「入札説明書」で示す仕様等に記載の実績払いの金額を除いた金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

（3）公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

（4）令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」のうち、小分類「04. デザイン」に登録されている者であること。

（5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づき更生手続開始の申立てなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（6）過去 5 年以内に、国（公社及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公共団体が主体となる実行委員会等を含む）が主催する美術展等の契約において、本業務と同種かつ同規模程度の業務を履行した実績を有する者で、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

（7）愛知県内に本店又は支店を置いていること。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局（担当：丸本、吉原）

（愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

名古屋市東区東桜1丁目13-2（郵便番号 461-8525）

電 話 052-971-0611

ファクシミリ 052-971-6115

E-mail triennale@pref.aichi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

令和7（2025）年8月4日（月）から8月18日（月）までに、国際芸術祭「あいち」公式Webページ (<https://aichitriennale.jp/>) の「ニュース」にアクセスし、ダウンロードして入手すること。

(3) 現地説明会

ア 日 時

令和7（2025）年8月12日（火）

イ 集合場所

愛知芸術文化センター（名古屋市東区東桜1丁目13-2）

各会場に関する現地説明会を、同日に実施予定とする。なお、集合時間等の詳細は、参加申込回答確認時に通知する。

ウ 参加申込

現地説明会に参加しようとする者は、令和7年8月8日（金）正午までに、以下のとおり電子メールで連絡すること。

タイトルは、「国際芸術祭「あいち 2025」各会場における作家作品解説・キャプション、汎用サイン製作施工等業務に係る現地説明会について」とし、本文中に参加予定者の所属・氏名を記載すること。

エ 回答確認

令和7年8月8日（金）午後3時までに回答がない場合は、電話により確認すること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を以下のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和7年8月4日（月）から8月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

持参又は「特定記録」などの配達記録が残る手段による郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(5) 業務内容に関する質問

質問は、次のとおり文書（様式自由。ただし国際芸術祭「あいち」組織委員会あてとして、代表者名により提出すること。）を電子メールで提出すること。この際、件名は「国際芸術祭「あいち 2025」各会場における作家作品解説・キャプション、汎用サイン製作施工等業務」とすること。

ア 質問受付期間

令和7年8月4日（月）から8月8日（金）午後5時まで（必着）

イ 質問提出先

国際芸術祭「あいち」組織委員会

E-mail triennale@pref.aichi.lg.jp

ウ 質問の回答

回答書は、令和7年8月12日（火）までに、国際芸術祭「あいち」組織委員会公式 Web ページ (<https://aichitriennale.jp/>) において、入札公告を提示しているダウンロードページに、添付資料として掲載する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札及び開札の日時

令和7年8月18日（月）10時00分

イ 入札及び開札の場所

愛知芸術文化センター7階 会議室3

（愛知県名古屋市東区東桜1-13-2）

ウ 提出方法

入札は「愛知県建設工事関係入札者心得書」に準じて（「愛知県」を国際芸術祭「あいち」組織委員会と読み替える）行う。

持参による提出とし、郵送及び電子媒体によるものは受け付けない。

また、様式は本件入札公告を提示しているダウンロードページに添付資料として掲載するものを用いること。

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 152 条の 4 を準用し、これに定める入札保証金に代わる担保を含む。）を、入札説明書で定める期日までに納めなければならない。ただし、財務規則第 152 条の 3 の規定を準用し、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(3) 入札の無効

ア 財務規則第 152 条（入札の無効）の規定を準用し、これに該当する入札は、無効とする。

イ 必要な提出書類がない場合や内容に不備（入札書の提出者名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

(4) 契約保証金

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

ただし、財務規則等 129 条の 3 の各号いずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加する者は、その資格を有することを証明する書類等を入札説明書で定める期日までに、3（1）の場所に提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。提出された証明書類を審査した結果、当該調達案件を履行することができる認められた者に限り、参加を認めるものとする。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第 153 条第 1 項の規定を準用し、これに基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、「入札説明書」による。